

【制度概要】 駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金について

■ 目 的

市の観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とし、団体が地域の多様な関係者と連携し、自主的かつ主体的に行う観光振興事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

■ 補助対象者：市の観光振興を目的とする活動を行う団体

- ア 代表者を含め 3 人以上の役員を示すことができること。
- イ 団体規約又は定款、事業計画、予算及び決算を示すことができること。
- ウ 補助金交付申請後 3 年以上継続して活動を行う見込みであるもの。

■ 補助対象事業

1 観光振興活動支援事業

【対象事業】 観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした活動
※観光 PR 活動、観光ガイド活動など

2 観光振興イベント支援事業

【対象事業】 観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的としたイベントの開催
※地域魅力発信イベント、市内周遊促進イベント、誘客促進イベントなど

■ 補助対象経費

観光振興活動及びイベントに要する経費のうち、次に掲げる経費で市長が認めるもの

- (1) 報償費 講師謝礼等
- (2) 需用費 印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費等
- (3) 委託料 部分的な委託料
- (4) 役務費 広告宣伝費、通信費、保険料等
- (5) 使用料及び賃借料 物品及び会場等使用料・賃借料、機械等賃借料等
- (6) 原材料費
- (7) その他市長が必要と認める経費

■ 補助率等

- 1 観光振興活動支援事業：10 分の 10 以内（15 万円限度）
- 2 観光振興イベント支援事業：10 分の 10 以内（30 万円限度）

※当該年度の予算の範囲内 ※継続して補助対象とする期間は最大 3 年間まで

■ 審査：市審査委員会による審査により交付を決定する

■ 方法、スケジュール

(1) 交付申請受付

令和 7 年 4 月 1 日～5 月 2 日 ※交付決定額が予算に達しなかった場合は以降随時受付

(2) 補助金交付の流れ

- ① 交付申請書の提出（申請団体→市） ※申請内容ヒアリング
- ② 審査（市審査委員会）
- ③ 交付決定（市→申請団体） ※審査により交付対象とならなかった団体は別途通知
- ④ 実績報告（申請団体→市）
- ⑤ 確定通知（市→申請団体）
- ⑥ 請求書（申請団体→市）
- ⑦ 補助金振込み（市→申請団体）